

平成22年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦入学、特別選抜、スポーツ特別推薦、文化特別推薦、追検査実施要項

島根県教育委員会
松江市教育委員会

平成22年度島根県公立高等学校入学者選抜について、今般の新型インフルエンザの流行状況を踏まえ、今年度のみの対応として、インフルエンザのために受検できなかった者を対象に追検査を実施する。

1 追検査対象者

平成22年度島根県公立高等学校入学者選抜に出願した者で、検査当日、インフルエンザ若しくはインフルエンザの疑いのある症状があり、検査の全部又は一部が受検できなかった者

2 実施期日

各高等学校が定めた日とする。

3 追検査受検願及び追検査受検料

(1) 追検査を受けようとする者は、以下の書類各一部を、在籍中学校長に提出する。

- ・本検査の受検票
- ・追検査受検願（様式VI）
- ・医師の診断書

(2) 追検査受検料は徴収しない。

4 出願手続き

(1) 検査前日までに受検できない者がいることが判明している場合、中学校長は事前に電話等で、第1志望先高等学校長に連絡する。

(2) 検査当日に受検できない者が出たことが判明した場合、中学校長は当日9時までに電話等で、志望先高等学校長に連絡する。

(3) 検査の途中で受検できない者が出た場合は、学力検査場の校長は、在籍中学校長に連絡し、事後の対応について指示をする。

(4) 中学校長は、志望先高等学校長に受検票、追検査受検願（様式VI）、医師の診断書各1部を、推薦入学等検査実施日の翌々日（翌々日が土、日曜日の場合は翌週の月曜日）の10時までに提出する。

(5) 受検を許可した高等学校長は、新しい受検番号を決定し、受検票にすでに記載されている受検番号を二重線で消した後に公印を押印し、新しい受検番号を記入する。なお、この受検票は、追検査当日に受検者本人に手渡す。